

令和7年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和7年 3月13日 午後 1：30

○散 会 午後 2：30

○出席議員（17名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見
8 番 藤原典男	9 番 中川光博	10 番 鈴木司
11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人	13 番 西村武
14 番 鑑仁志	15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤
17 番 佐藤敏雄	18 番 小林悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 千葉秀樹
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 畠山修
教 育 部 長 佐々木渉	総 務 課 長 古仲淳
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 伊藤強
教育総務課長 齊藤栄子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------

令和7年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和7年3月13日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第 3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第 4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 潟上市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 市道路線の廃止及び変更について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 6 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 6 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 27 議案第 28 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（案）について
- 日程第 28 議案第 29 号 令和 7 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 29 議案第 30 号 令和 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）に
ついて
- 日程第 30 議案第 31 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）につい
て
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 7 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 33 議案第 34 号 令和 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 34 議案第 35 号 令和 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 35 議案第 36 号 令和 7 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 36 議案第 37 号 令和 7 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 37 陳情第 1 号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に關す
る陳情書
- 日程第 38 陳情第 2 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見
書」の採択を求める陳情書
- 日程第 39 陳情第 4 号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創
設を求める陳情
- 日程第 40 発議第 1 号 潟上市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について

午後 1時30分 開議

○議長（小林悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1 議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について から 日程第39 陳情第4号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情まで】

○議長（小林悟） 日程第1、議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてから日程第39、陳情第4号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情までを一括議題とします。

各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案、陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和6年度各会計補正予算（案）及び令和7年度各会計予算（案）については、予算特別委員長の報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

令和7年第1回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和7年3月3日（1日間）
2. 出席委員 戸田俊樹、堀井克見、小林悟、西村武、鈴木司
3. 説明当局 総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長
4. 書 記 総務部総務課 神崎拓也さんをお願いしてあります。

5. 審査の経過と結果についてであります。

議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、子の年齢に応じた働き方を実現するための措置を拡充する等のため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県人事委員会の勧告等に鑑み、一般職の職員等の給料表の号級構成及び扶養手当の額等を改めるため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の施行により、所要の規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、天王東湖体育館の設置に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、閉校後すぐに使用するというので、施設に不具合はないか、また、地震津波発生の際の避難場所となっているが、補修等の必要性はないかとの質問があり、当局からは、津波避難場所が校舎の屋上となっているため、令和6年度において、上層部の階段、手すりの補修をしている。それ以外については、現在のところ補修の必要性はないと考えているとの回答がありました。

また、委員からは、当体育館を将来的にどのように使っていくのかとの質問があり、当局からは、東湖小学校全体の利活用が決まるまでの間、一時的に有効活用するための体育館と考えているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書。

本陳情は、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、国会審議を踏まえて慎重に判断すべきなどの意見がありました。

本陳情は、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第2号 潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 潟上市市税条例及び潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番(藤原仁美) こちらの審査報告では、国会審議を踏まえて慎重に判断すべきという意見があったとありましたが、それ以外の意見はなかったのか確認させてください。

○議長(小林悟) 10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(鈴木司) 審査報告の内容そのとおりであります。それ以外ありませんでした。

○議長(小林悟) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長(小林悟) 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(菅原理恵子) 令和7年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和7年3月3日(1日間)

2. 出席委員 鈴木壮二、澤井昭二郎、中川光博、菅原秀雄、鑑仁志、菅原理恵子

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部健康長寿課 高橋さとみさんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県から権限移譲を受けている興行場法に係る事務に関し、県における興行場の経営の許可の申請に係る手数料の見直しに鑑み、当該手数料の額を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、平均寿命の延伸及び社会情勢の変化並びに条例の定める目的に鑑み、祝い金の支給対象者等を見直すため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、88歳、99歳、101歳を廃止した理由と年次計画で縮小することはできなかったかの質問があり、当局からは、令和5年10月に市の行政改革推進委員会において、一律に現金支給されている事業が今の時代にそぐわない。健康寿命対策として既に各種事業を行っている。人口減少する一方で支給対象者が確実に上昇することから、事業を縮小し、終期を設定するとの最終評価があり、市としても財政が厳しい状況において、祝い金に向けられていた財源を高齢者の健康増進事業や感染症予防事業など高齢者の生活の向上に資する事業に振り向けたいとの回答がありました。

委員からは、年次計画を立てて進めてほしいとの反対討論がありました。

本案は、賛成少数により否決すべきものと決しました。

議案第15号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業における人員に関する基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における運営に関する基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、経過措置を5年間延長することについての質問があり、当局からは、小規模保育事業所において、卒園後の受け皿となる連携施設の確保が全国的に進んでいないため延長されるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における運営に関する基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、利用者の需要に応じた柔軟な運営を実現するとともに、事業者の負担軽減を図る観点から開所時間に係る基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、開所時間を引き下げる理由と助成金についての質問があり、当局からは、開所の上限時間を制限するものではなく最低限の運営基準を定めるもので、本条例に定める開所時間を超えて利用した場合の料金に変更が生じるものではない。国や県の補助交付要件は市の条例を基準としており、この改正により実態に即した柔軟な事業運営ができるようになるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正により、妊婦のための支援給付に係る過料に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情。

本陳情は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、国及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 委員長、報告お疲れ様でございます。

祝い金を廃止することで450万円の費用削減ということであったと思います。使い道について、ワクチンのほかに何か高齢者のために検討されてるものでしょうか。質疑があったらお聞かせください。

○議長（小林悟） 1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） 当局からの回答といたしまして、「検討しておりますが、具体的に決まっております。高齢者の雪寄せや買い物支援等の困りごとへの

支援も検討しております。また、金銭面の支援だけではなく、年を重ねても尊厳を守っていくための取組も大切だと思います。」といった回答がございました。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

原案に賛成の方、先にお願ひします。

○8番（藤原典男） 私は、議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について、賛成討論を行います。

厚生労働省の令和5年度の簡易生命表によりますと、88歳まで生きれる確率は31.7パーセント、99歳までは2パーセントとなっております。残念ながら、現在88歳の敬老祝い金をいただけない方は約70パーセント、7割の方がいただけないことになるようです。

私は、高齢者の方が年齢に関係なく、多くの方が平等に何らかの形で市からお祝いしてもらえる制度の方がよいと思います。その点では、今回予算計上されております高齢者のためのインフルエンザ予防接種補助について、現在85歳以上の方に1,000円の補助を改めて拡充し、今度は80歳以上の方に1人2,000円の補助をするというものですが、健康上も平等性の観点からも有効であり、すばらしい政策と思い、これを実行するためにも提案されております条例に賛成するものであります。

以上で終わります。

○議長（小林悟） ほかに、反対討論ですか。賛成討論。反対討論はありませんか。反対、原案に対して。せば、まず反対討論なければ、どうぞ、賛成討論どうぞ。

○16番（伊勢潤） 私は、議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場から一言申し上げます。

近年、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化を踏まえ、敬老祝い金事業を廃止する自治体が増えています。その背景には、前例のない超高齢化社会における暮らしを鑑み、高齢者がいつまでもお元気で活躍していただける社会をつくることが何よりも大切だと考え、健康寿命の延伸につながる各種施策を展開するため、現金支給ではなく、更なる高齢者福祉の充実を図るために、としている自治体が多く見られます。また、この背景には、多くの基礎自治体で高齢化の急激な進行に伴う社会保障費の増加、それに

伴う財政危機を目の前にしている状況であり、本市でも、先日、同僚議員の一般質問に対する答弁でもありましたように、今後様々な事業のスクラップ・アンド・ビルドが必要になっている状況です。

本市の高齢化の状況を2040年問題に焦点を当て、潟上市人口ビジョンを見ると、2023年では65歳以上の人口1万1,185人、2040年までには1万593人に減少すると推計していますが、実際、後期高齢者、75歳以上の人口は5,788人から6,815人に増加するとされており、この2040年問題を見ましても、健康寿命の延伸もあり、敬老祝い金の対象者となる高齢者の増加は明らかであり、今後さらに財政の硬直化、新たな施策に向けた財源が不足することが懸念されます。

長年にわたり本市の進展に寄与した高齢者を敬愛し、長寿を祝福して敬老祝い金を支給することにより高齢者の福祉の増進に寄与することを目的に、これまでこの事業を継続してきました。しかし、こういったことから改正せざるを得ない状況であり、昨今の医療・介護の状況から、医療費、介護サービス利用料金等の値上がりにより生活困窮に陥っている方々もいる中で、おそらくは苦渋の決断であったのではと推察しております。実際、対象者またはそのご家族のお話を伺うと、市からお祝いをいただいたと特別な思いで受け取られている方もおり、また、離れた家族が集うきっかけになっているところもある中で、やりきれない思いもあります。しかし、冒頭でも話しましたように、今だけではなく、今後高齢者福祉の充実を図るためには、財源を確保するためには、この条例を改正するのはやむを得ないものであり、2040年問題に向け、医療・介護人材確保も含め、本市の高齢者が市民から敬愛され、自立生活の向上に努める意欲がわくような持続可能な施策を考えていかなければなりません。

今後の高齢者の思いやりのある事業につながることを期待、そしてお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

- 議長（小林悟） ほかに討論ありませんか。10番、反対ですか。まず反対討論あれば、そっち反対討論ありませんか。じゃあ賛成討論どうぞ。
- 10番（鈴木司） 議案第12号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場から討論いたします。

本件に対する社会厚生常任委員会の表決は反対です。私は、この表決を決して軽んじるものではありませんが、社会経済状況が予断を許さない状況下にある中、自治体における施策展開もまた果敢なる判断が求められる場面が往々にしてあるものと推し量りま

す。今議会に提示された令和7年度主要施策において、敬老事業についての取組方針が示されています。この中では、平均寿命の延伸により祝い金対象者が増加傾向にあることから、100歳の方への祝い金の支給のみに見直し、新たに、より多くの方に向けた事業を実施することにより高齢者の福祉増進に努めるとあります。果たして、こうした理由だけで、向こう数十年にわたって継続されてきたこの祝い金制度が大幅縮小されているものか、改めて考えさせるものがありました。時は猶予なく過ぎていきます。

これからの社会にあって少子高齢化は必然的に進行していきます。国立人口問題研究所における人口推計では、令和7年度末における本市人口3万1,000人、10年後の令和17年度には2万5,432人、高齢化率は42パーセントとシミュレーションしています。また、令和7年度における99歳人口は19人、100歳人口は15人の計34人、10年後の17年度には、99歳人口が26人、100歳人口が23人の計49人と想定されています。88歳においては、7年度263人、10年後には329人と想定されています。

高齢者が健康で生き生きと暮らす社会づくりは、地方自治体にとって必然的に大命題として浮上してきております。だからこそ、自治体において超重点主義を貫き、施策展開する中で、限りある財源の有効利用に努めることが求められます。5年度行政改革審議会の結果にもありますように、持続可能な自治体としてどうあるべきか、こうした問いかけに答えていける自治体にこそ、未来の展望が開けてくるものと思うのです。

議員各位には特段のご理解とご賛同をいただくべくお願い申し上げ、上程案に賛成の立場から討論させていただきました。以上です。

○議長（小林悟） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 賛成討論ほかにありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わりたいと思います。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。原案について採決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 確認しますので、ちょっとお待ちください。起立多数です。したがって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 潟上市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、陳情第4号委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番藤原産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美） 産業建設常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和7年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日は、令和7年3月3日（1日間）。

2. 出席委員は、石井和人、菅原龍太郎、伊勢潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美。

3. 説明当局には、産業振興部長、建設部長、各関係課長に出席していただいております。

4. 書記には、建設部上下水道課 沼田英作さんをお願いしてあります。

5. 審査の経過と結果

議案第3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、鳥獣被害対策実施隊員の処遇改善を図るために必要な措置として、当該隊員に支給する報酬等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、報酬を日額3,000円とした理由について質問があり、当局からは、周辺市町村を参考に決定したとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定に鑑み、企業職員に支給する手当に関する事項を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、除害施設の設置等に係る基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正等により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

すみません。紙の資料に関しては、採択と書いてますが、可決と訂正してください。

議案第20号 市道路線の廃止及び変更について。

本案件は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道2路線の廃止と、歩道設置や側溝改良などによる面積等の変更等による市道4路線の変更です。

委員からは、廃止後の管理について質問があり、当局からは、普通財産となる総務課の管理になるとの回答がありました。

本案件は、全会一致で可決すべきものと決しました。

同様に、紙の資料については、可決と訂正をお願いします。

陳情第2号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

本陳情は、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実施し抜本的な引上げ及び中小企業支援策拡充の実現を国に求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林悟） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第3号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び潟上市水道水源保護条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 市道路線の廃止及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩した方いいですか。

(「続いてよい」の声あり)

○議長（小林悟） よろしいですか。じゃあ、このまま進めます。

【予算特別委員長の報告】

○議長（小林悟） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。16番伊勢予算特別委員長。

○予算特別委員長（伊勢潤） 令和7年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和7年3月3日、3月13日
2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、鈴木司、菅原秀雄、西村武、鑑仁志、菅原龍太郎、佐藤敏雄、小林悟、石井和人、伊勢潤
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書記 議会事務局 安田優さんにお願ひしました。
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第21号 令和6年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)についてから議案第37号 令和7年度潟上市下水道事業会計予算(案)についてまでを、2月20日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行っております。

その結果は、本日午前中に各分科会委員長が報告したとおりです。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第21号から議案第37号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（小林悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第21号から議案第37号までについて、これから討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案第21号から議案第28号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案第21号から議案第28号までについては、一括採決により採決します。

これから議案第21号から議案第28号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第21号から議案第28号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号から議案第28号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第28号までの8件は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第29号から議案第37号までの各会計予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第29号から議案第37号までについては、一括採決により採決します。

議案第29号から議案第37号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第29号から議案第37号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号から議案第37号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第37号までの9件は委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第40 発議第2号 潟上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林悟) 次に、日程第40、発議第1号 潟上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。2番鈴木壮二議員。

○2番(鈴木壮二) 発議第1号 潟上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)について申し上げます。

提出者は、私、鈴木壮二、賛成者は、菅原秀雄議員と鑑仁志議員の2名であります。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑法の一部改正及び行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものであります。

改正内容についてですが、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑となること、また、番号法の改正による条ずれを整理するものであります。

なお、この条例は、令和7年6月1日から施行するものです。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の関係部分の改正については、令和7年4月1日からの施行となります。

以上でございます。

○議長(小林悟) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第1回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でございました。

午後 2時30分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 中 川 光 博

〃 署名議員 鈴 木 司